

(別紙)

1 品目、規格及び予定数量

品目	規格	単位	予定数量
無鉛ガソリン	レギュラー	ℓ	12,000
軽油		ℓ	700
混合油	ガソリン25:オイル1	ℓ	50
ガソリンエンジンオイル	SH 10W30同等以上(工賃込み)	ℓ	100
ディーゼルエンジンオイル	CF 10W30同等以上(工賃込み)	ℓ	10
オイルエレメント	ガソリン車用	個	15
オイルエレメント	ディーゼル車用	個	1

(注)購入予定数量は見込み数量であり、購入数量を保証するものではありません。

2 提出書類

石油業法の規定に基づき石油製品の販売業の届出をしている者である証明書。ただし、既に提出されている方は必要ありません。

3 給油方法等について

- (1) 呉市水道局が作成した呉市水道局燃料給油票(以下「給油カード」という。)を納入業者が給油月の前月29日以降に来局し引き取る。
- (2) 給油カードは、水道局及び納入業者の照合用としてそれぞれ管理する。
- (3) 給油する際は、当局職員が車両ごとに管理している給油カードを納入業者に提示する。
- (4) 納入業者は車番と給油カードに記載している車番を確認し、給油後、水道局及び納入業者が管理している給油カードに納入数量を記入し、双方が確認する。
- (5) 納入数量は月末締めとし、各々が給油カードを翌月4日までに集計のうえ照合する。
- (6) 照合後、納入者は適法な請求書を水道局に提出し、水道局は請求書を受理した日から、30日以内に代金を支払う。